



北星しんきん創立70周年記念懸賞付定期積金

掛込期間 5年(60回)のスーパー定期積金

フレンドシップ



★当金庫とゆかりある「尾西信用金庫」の地方の魅力をお届けいたします!

※掲載の写真はイメージです



懸賞
特賞

行先限定 **10万円**分 (税引後 79,685円)

「旅行券」



抽選で **10名**様に進呈
“愛知県一宮市・名古屋・岐阜方面”



懸賞
本賞

愛知県一宮市の「ご当地名産品」

3,000円相当分

抽選で **100名**様に進呈 ※特賞に漏れた方の中から

商品名(愛称)

北星しんきん創立70周年記念懸賞付定期積金「フレンドシップ」

募集期間

令和3年5月10日(月)▶令和3年10月29日(金)

対象定期積金

掛込期間

適用利率

毎月の掛込金額 **20,000円**

5年(60回)のスーパー定期積金

ご契約時の店頭表示利率

ご契約対象

募集口数

個人および個人事業主の方

・お一人様1口のご契約に限らせていただきます。・新規ご契約に限ります。

2,000口

※募集口数2,000口に達した場合は、募集期間中であっても締め切らせていただきます。

北星しんきん 創立 70 周年記念懸賞付定期積金 掛込期間 5 年(60 回)のスーパー定期積金

1. 商品名 (愛称)	北星しんきん創立 70 周年記念懸賞付定期積金「フレンドシップ」
2. 販売対象	個人または個人事業主の方
3. 預金種類	定期積金
4. 契約期間	5 年 (60 回掛)
5. 毎月の掛金	20,000 円
6. 販売期間	2021 年 5 月 10 日 (月)～2021 年 10 月 29 日 (金) 募集口数 2,000 口に達した場合は、募集期間中であっても締め切らせていただきます。
7. お預入方法	店頭掛込、渉外担当者による集金、口座からの自動振替
8. 適用利率	年 0.002% (固定金利:2021 年 5 月 10 日現在の店頭表示金利) 契約時の店頭表示利率「年利回り」を満期日まで適用します。付利単位は 1 円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ※「給付補填金」並びに「懸賞品」には分離課税 20% (国税 15%、地方税 5%) が課税されます。 2013 年 1 月 1 日から、2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
9. 懸賞抽選権	(1)1 口座を 1 口として 1 本の懸賞抽選権が付きます。(2)1 本の懸賞抽選権での懸賞品の支払い限度額は 10 万円 (税引前) です。(3)特賞の当選番号が本賞と重複当選した場合は、特賞のみの当選といたします。(4)同賞の当選番号が重複した場合は、後から行った抽選をやり直しいたします。(5)抽選券は発行せず、ご契約いただいた「店番号」および「口座番号」が抽選番号になります。(6)抽選日の前日までに中途解約された場合、懸賞抽選権は失効いたします。(7)当該預金口座に対する差押・当該預金口座名義人に対する相続の発生、その他の事由により当該預金口座が停止された場合、懸賞抽選権は失効いたします。
10. 懸賞品	懸賞の内容「1 ユニット (200 口座の場合)」特賞 100,000 円分の行先限定旅行券 × 1 本 本賞 3,000 円相当の地元特産品 × 10 本 抽選番号 1 本の懸賞の上限は 10 万円といたします。
11. 抽選	(1)抽選予定日 :2025 年 10 月中旬 (2)抽選予定場所 :北星信用金庫 本部
12. 懸賞支払方法	特賞に当選された方には当金庫より直接連絡させていただきます。本賞に当選された方には、懸賞品を直接ご自宅に送付いたします。
13. 懸賞の失効	抽選日の前月 (2025 年 9 月末)に 2 回以上の掛込の延滞、解約がある場合は対象となりません。 お客さまのご都合により、懸賞品をお受取りいただけない場合、懸賞品のお渡しはできません。
14. 中途解約の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)
15. 金利情報の入手方法	各店舗ロビーの金利表示ボードでご確認いただくか、または窓口へご照会ください。
16. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部 (9 時～17 時、電話 :01654-2-1111)にお申し出ください。
17. 紛争解決措置	東京弁護士会 (電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話 03-3581-2249)、札幌弁護士会 (電話 011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記の経営管理部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話 03-3517-5825)もしくは北海道地区しんきん相談所 (9 時～17 時、電話 011-221-3273)にお申し出ください。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
18. その他の重要事項	①万一、掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り (1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。②満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。③預金保険制度の付保対象預金です。元本 1,000 万円までとその給付補填金が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)。